

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成9年3月から13年9月まで

私は、20歳当時大学生だったので、私の母親が、加入手続の場所は不明だが、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私が就職する前の平成7年3月まで、私の国民年金保険料を両親の分と一緒に私の父親の口座から、引き落としにより納付してくれていた。

また、私は、平成16年頃だったと思うが、私の妻が、私の国民年金保険料の未納分を調べてくれたので、当時勤めていた会社近辺の郵便局で、遡れる期間の保険料を分割して毎月1回納付していた。

私の20歳からの国民年金保険料と一緒に納付してくれていた両親の申立期間①の保険料は、納付済みとなっており、また、申立期間②の保険料は、自身で遡って納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料については、i) 申立人のA市で交付された年金手帳には、国民年金の被保険者資格喪失日は、平成7年4月3日と記載されており、戸籍の附票によると、B市に転入通知がなされたのは同年同月17日であること、ii) 申立人の保険料と一緒に自分達の保険料を納付していたとする申立人の両親の同年3月分の保険料の納付日は、同年同月31日となっていることから、A市で収納が行われていたと考えても不自然ではない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその両親は、保険

料を完納しており、納付意識が高いと考えられることから、わずか1か月と短期間である申立期間①の申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立人は、平成16年頃に当時勤務していた会社近辺の郵便局で申立期間②の国民年金保険料を分割して納付していたと述べているが、申立人は、当該期間について、遡^{おぼ}って納付することができる期間及び納付金額等を憶^{おぼ}えていないことから、納付状況が不明である。

また、申立人の主張する時期に申立期間②の国民年金保険料を納付していたとすると、その時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている状況下であることから、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、平成元年12月に会社を退職後、時期は憶^{おぼ}えていないが、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際に、国民年金保険料として1万6,000円を請求されたが、8,000円のみを当該窓口で納付し、領収書を受け取った憶^{おぼ}えがある。その後、自宅に8,000円の保険料の納付書が届いたが、夫の会社に問い合わせたところ、私は、2年1月1日から第3号被保険者の資格を取得しているとのことであったので、その納付書は、既に保険料を納付しているはずである国民年金第1号被保険者であった元年12月の納付書だと思い、そのままにしていた。

海外に居住していた期間に領収書等を紛失してしまったが、国民年金保険料8,000円を納付したことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年12月に会社を退職後、時期は憶^{おぼ}えていないが市役所で国民年金の加入手続を行い、請求された1万6,000円のうち、当該窓口で国民年金保険料8,000円を納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と一致しており、申立人が当時居住していた市の収納方法とも一致することに加え、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人の加入手続時期は2年2月となっており、オンライン記録でも申立人の国民年金被保険者資格取得届の処理日は、同年3月26日となっていることから、申立人は当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の主張と一致する。

また、申立人が国民年金保険料を納付することが可能な期間は申立期間の

1 か月のみであり、加入手続を行っていないながら、1 か月と短期間である当該期間について納付しなかったとは考え難い上、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

私が大学を卒業した平成2年4月に、母親と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親に月額1万円ぐらいの保険料を渡し、母親が金融機関で数か月分を定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届の処理日より、平成2年7月ないし同年9月と推認できることから、申立人の記憶する加入手続の時期とほぼ一致しており、申立人の主張する納付方法により国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額は、1万円ぐらいであったと述べているところ、申立期間のうち、平成2年度については8,400円、3年度については9,000円であり申立人の主張する金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金第3号被保険者の手続及び住所変更の手続等を適切に行っていることが年金手帳により確認できる上、申立期間後の国民年金加入期間について未納は無く、当該期間は24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成20年9月16日）及び取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月16日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和59年4月16日から平成21年12月29日まで継続して勤務しており、途中で退職したことは無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において、平成20年9月16日に資格を喪失した後、同年10月1日に再度資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社は、「申立人の申立期間における在籍が確認できる。」と回答している上、同社が保管する平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とするこ

とが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書、健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書から、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成15年9月から16年6月までは30万円、同年7月は20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年8月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与額と比較して大幅に低いことが、日本年金機構の「質問書」で判明した。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成15年9月から16年6月までは30万円、同年7月は20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年8月31日）より後の同年9月1日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、当該標準報酬月額の遡及訂正について、「社会保険料の滞納があり、遡及訂正の事務処理は経理担当の妻が行った。」と供述しているところ、当該妻は、「社会保険事務所の職員の指示に基づき、滞納処分の書類を作成した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出た平成15年9月から16年6月までは30万円、同年7月は20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年6月21日の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月の賞与一覧表から、申立人は、申立期間に50万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 7 日から同年 3 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年 1 月 7 日に、喪失日を同年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 7 日から同年 5 月頃まで

申立期間は、A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間のうち、昭和 61 年 2 月分（対象月：同年 1 月）及び同年 3 月分（対象月：同年 2 月）の給料明細書を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 7 日から同年 3 月 1 日までの期間について、申立人が所持している給料明細書により、申立人が A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは

考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月 1 日から同年 5 月頃までの期間については、事業主は、当時の資料を廃棄したため、申立人の在籍期間について不明と回答している上、A 社の元社員 19 人に文書照会を行ったものの、回答のあったいずれの者からも、申立人の当該期間における勤務実態についての供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該期間の保険料控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 61 年 3 月 1 日から同年 5 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年6月21日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月の賞与一覧表から、申立人は、申立期間に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成15年12月10日の標準賞与額に係る記録を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月の賞与一覧表から、申立人は、申立期間に29万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成15年12月10日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日及び18年6月21日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

平成15年12月及び18年6月の賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書及びA社から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年12月に319万円、18年6月に208万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成15年12月10日及び18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年6月21日の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

平成18年6月の賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に41万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川国民年金 事案 7074

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に夫と海外から帰国したので、区役所で国民健康保険の加入手続を行った。その時、窓口の女性から、「国民年金にも加入するように。」と勧められたので、その場で夫婦二人とも国民年金の加入手続も行った。

その際、区役所の窓口で受け取った年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は夫婦そろって「昭和 52 年 3 月 27 日」と記載されているが、日本年金機構から送付された通知では、私の被保険者資格取得日は「昭和 53 年 3 月 27 日」となっている。

私は、昭和 52 年 3 月に国民年金に加入してからは、国民年金保険料を夫婦一緒に、未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間のうち、同年同月から 53 年 2 月まで国民年金に未加入とされ、同年 3 月の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を夫婦一緒に行っていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は 53 年 7 月と推認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、前述の推認される加入手続時期において、申立期間は、国民年金保険料を過年度納付により納付することができる期間であるが、申立人は、保険料を遡って納付していないと述べていることに加え、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期間の保険料も未納となっていること

が、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間以降、海外へ転出するまで同一住所地に居住していたとする申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から58年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から58年9月まで

私は、昭和50年9月に会社を退職する際、会社の友人及び義姉から国民年金に加えて付加年金にも加入すると得であると聞かされていたので、夫の転勤先に転居した直後の同年12月に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に付加年金にも加入した。

申立期間の国民年金保険料については、加入当初は区役所で納付していたが、その後妊娠したため、私の貯金の件で毎月集金に来ていた銀行員に納付書を渡し、当該期間の定額保険料及び付加保険料の納付の便宜を図ってもらっていた。当該期間の保険料月額は、6,000円から8,000円ぐらいであったことを憶えている。

申立期間の国民年金が未加入で、付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の転勤先に転居した直後の昭和50年12月に区役所で国民年金及び付加年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、自身で、又は、毎年来ていた銀行員を通じて、定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、58年10月頃と推認でき、加入手続き時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が「初めて国民年金の被保険者となった日」は、「昭和58年10月12日」と記載されており、申立人が当該期間当時居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録におい

ても、同年同月前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料及び付加保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が主張する申立期間当時の国民年金保険料月額については、実際の金額と乖^{かい}離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける具体的な証言を得ることができず、新たな資料等の提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から8年3月まで

私は、平成5年7月に、市役所の出張所で国民年金の加入手続及び免除の申請手続きを行い、同年同月から8年3月まで、全額免除の承認を受けた。

申立期間の国民年金保険料については、平成7年10月頃から大学を卒業する8年3月までの間に、市役所の出張所で申請免除期間の追納の申込みを行い、当該期間の国民年金追納保険料納付書が自宅に送付されてきたので、当該納付書に記載されている金額を、数回に分けて金融機関の窓口で追納した。

申立期間の国民年金保険料を追納したにもかかわらず、当該期間が免除期間のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月頃から大学を卒業する8年3月までの間に、申立期間当時居住していた市の市役所の出張所で、申立期間の追納の申込みを行い、自宅に送付されてきた国民年金追納保険料納付書により、当該納付書に記載されている金額を、数回に分けて金融機関の窓口で追納したと主張しているが、i) 申立人がその主張のとおり、7年10月頃から8年3月までの間において、追納の申込みを行ったとすれば、当該申込みの時点において、免除期間のうち、当該時点の前月以降の月については、追納保険料納付書の発行ができず、追納保険料として納付することができないこと、ii) 同市役所では、現年度納付が可能な時期であれば追納ではなく現年度納付を案内し、それ以外の期間については社会保険事務所(当時)に「国民年金保険料追納申込み」の依頼等を行うよう案内していたとの回答を同市役所から得ていることから、国民年金保険料の納付(追納)方法が、申立人の主張と一致しな

い。

また、申立人は、自宅に送付されてきた国民年金追納保険料納付書により、金融機関の窓口にて納付したとしているが、その納付書での納付先についての記憶も明確ではない上、申立期間の追納の申込みを行った際の状況等の記憶も明確ではないことから、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の追納状況が不明である。

さらに、申立人のオンライン記録等において、申立人が追納の申込みを行った形跡や、申立人に当該納付書の発行された形跡及び平成7年10月から8年3月までにおける期間のうち、免除未経過年月の取消しの形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7077

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

私は、20歳になった昭和61年*月のとき大学生だったが、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。大学を卒業後、別の大学に入学して自宅から同大学の近くに転居した。その後、在学中に自身で収入を得ることができるようになったので、母親に代わって私が保険料を納付するようになった。

私は、20歳のときから母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続に直接関与していない上、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、加入手続を行った時期を憶^{おぼ}えておらず、年金手帳を受け取った時期及びその内容について記憶していないことから、当該期間当時の加入状況が不明である。

また、申立人は、20歳となった昭和61年*月頃に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成3年5月に行われたものと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格記録の

取得欄に「19910401（平成3年4月1日）」と、20歳以上の学生が強制加入となる制度変更が施行された日が記載されていることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月前に被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7078

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 62 年 3 月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が送付されてきた納付書により市役所で納付していた。保険料の月額については、1 万円ぐらいであったと思うが定かではない。

申立期間当時、私は、祖母の通院の付添いをした際、市役所で国民年金保険料を納付したこともあったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月頃に、国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳が発行されたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 4 月 22 日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳は、昭和 61 年 5 月に厚生年金保険の被保険者となったことにより発行されたものであることが、当該手帳の記載事項により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、上記国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、前述の申立人の手帳記号番号の払出時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらず

ない。

さらに、申立人は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 5 月頃、2 歳になった長女の顔を見に来た実家の母親から国民年金の加入を勧められ、場所の具体的な記憶は無いが、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、2 歳の長女の手を引いて、社宅から歩いて 20 分ぐらいの場所にある金融機関に行き、公共料金と一緒に、納付書に現金を添えて納付していた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、金融機関において納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第 3 号被保険者該当届の処理日より、61 年 7 月と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間に国民年金被保険者資格を取得していた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、83 か月に及ぶ長期間の申立期間にもかかわらず、当該期間当時の国民年金保険料額の記憶が無い上、申立人に国民年金の加入を勧めたとする母親の証言を得ることもできないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7080

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成9年6月まで

私の母親は、私が会社を退職した昭和59年6月頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により同市役所で母親が毎月納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和59年6月頃に、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を、送付されてきた納付書により毎月納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和42年8月に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険被保険者番号が、平成9年7月15日に基礎年金番号として付番され、申立人は、当該基礎年金番号で同年同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間に、国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は157か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書

等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 15 日から 62 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 4 月 30 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与台帳によると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の給与台帳によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 社は、「申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。また、申立人の資格喪失日が昭和 61 年 6 月 15 日となっている理由は、資料が無いため確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A社に昭和 48 年 4 月 30 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月 30 日までA社に勤務していたと主張している。しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書の写しにより、事業主は、昭和 48 年 4 月 30 日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、複数の同僚に申立人の退職した日を照会したが、いずれも申立人の退職日について具体的に記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 5 日
申立期間の標準賞与額の記録は、年金給付に反映されない記録となっている。
調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社は、平成 24 年 12 月 27 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A社から提出された賃金台帳によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、B厚生年金基金の申立人の厚生年金基金加入員台帳においても、申立期間の標準賞与額に係る記録は無い。

また、申立人に係るC市の平成 19 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書に記載された平成 18 年分の社会保険料控除額は、上記賃金台帳に記載された 18 年に係る社会保険料控除の合計額と一致しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の申立期間に支給した賞与について、当時は、賞与額に関する届出を行っていない。当該期間の賞与額については、平成 24 年 12 月頃に届出をした。また、当該期間の保険料を控除しておらず、年金事務所に対して、当該期間の保険料は納付していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。